

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公表番号】特表2007-515720(P2007-515720A)

【公表日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2007-022

【出願番号】特願2006-544378(P2006-544378)

【国際特許分類】

G 06 F 9/50 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/46 4 6 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月20日(2007.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

異なる実行環境にわたるアプリケーションサービス交換の方法であって、

第1の実行環境で動作するサーバアプリケーションから、サービスを取り扱うための登録をプラットフォームサービス管理サポート部の登録部にて受信することと、

第2の実行環境で動作するクライアントアプリケーションから前記サービスの要求を前記プラットフォームサービス管理サポート部のサービス要求プローカ部にて受信することであって、前記プラットフォームサービス管理サポート部のみが該プラットフォームサービス管理サポート部に登録されたサーバアプリケーションを知っていることと、

前記登録されたサーバアプリケーションに前記サービスを前記サービス要求プローカ部にて要求することと、

前記要求ステップに応じて前記登録されたサーバアプリケーションから結果を前記サービス要求プローカ部にて受信することと、

前記サービス要求プローカ部から前記結果を前記クライアントアプリケーションに送出することと、

を含む方法。

【請求項2】

前記ステップが、モバイル機器のプラットフォーム内で実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ステップは、前記クライアントアプリケーションが前記サーバアプリケーションまたは前記第1の実行環境の位置を認識することを必要とせずに実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ステップは、前記サーバアプリケーションが前記クライアントアプリケーションまたは前記第2の実行環境の位置を認識することを必要とせずに実行される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記サービスが、実行環境に中立な方法で指定される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記サービスが、文字ストリングを用いて表現される、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記サービスが、プラットフォームサービス管理サポート部特有の表現によって表現される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記クライアントアプリケーションが、少なくとも 1 つのサービスを指定することと、

前記サーバアプリケーションが、前記クライアントアプリケーションによって指定された前記サービスを前記サーバアプリケーションが取り扱うことができるかどうかを決定することと、

をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記サーバアプリケーションが、少なくとも 1 つのサービスを指定することと、

前記クライアントアプリケーションが、前記サーバアプリケーションによって指定された前記少なくとも 1 つのサービスが前記クライアントアプリケーションサービス要求に一致するかどうかを決定することと、

をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記サービス要求プローカにより、前記サーバアプリケーションを第 2 の異なるサーバアプリケーションへと、前記クライアントアプリケーションへ知らせることなく、かつ、前記クライアントアプリケーションに異なる前提条件により前記第 2 のサーバアプリケーションに対して調整させる必要なく、変更すること
をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

前記サーバアプリケーションを第 2 の異なるサーバアプリケーションへと変更するステップがランタイム中に実行される、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

異なる実行環境にわたるアプリケーションサービス交換のためのシステムであって、前記システムが、

第 1 の実行環境において実行されるように構成されたサーバアプリケーションと、

第 2 の実行環境において実行されるように構成されたクライアントアプリケーションと、

プラットフォームサービス管理サポート部と、
を含み、

前記プラットフォームサービス管理サポート部が、

前記第 1 の実行環境で動作するサーバアプリケーションからのサービスを取り扱うための登録を受信する登録部と、

前記クライアントアプリケーションによる前記サービスの要求を受信し、前記サーバアプリケーションからの前記サービスを要求し、前記要求に応じた結果を前記サーバアプリケーションから受信し、前記要求に応じた結果を前記クライアントアプリケーションに送出するサービス要求プローカ部と、
を含み、

前記プラットフォームサービス管理サポート部のみが該プラットフォームサービス管理サポート部に登録されたサーバアプリケーションを知っている、システム。

【請求項 13】

前記プラットフォームサービス管理サポート部が、モバイル機器のプラットフォームの一部として実装される、請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記プラットフォームサービス管理サポート部が、前記モバイル機器のプラグインで実装される、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記登録部が前記プラットフォームの一部として実装され、前記サービス要求プローカ部はプラグインで実装される、請求項12に記載のシステム。

【請求項16】

前記システムは、前記クライアントアプリケーションが、前記サービス要求が取り扱われるために前記サーバアプリケーションまたは前記第1の実行環境の位置を認識することを必要としない、請求項12に記載のシステム。

【請求項17】

前記システムは、前記サーバアプリケーションが、前記サービス要求を取り扱うために前記クライアントアプリケーションまたは前記第2の実行環境の位置を認識することを必要としない、請求項16に記載のシステム。

【請求項18】

前記サービスが、実行環境に中立な方法で指定される、請求項12に記載のシステム。

【請求項19】

前記サービスが、文字ストリングを用いて表現される、請求項18に記載のシステム。

【請求項20】

前記サービスが、プラットフォームサービス管理サポート部特有の表現によって表現される、請求項12に記載のシステム。

【請求項21】

前記クライアントアプリケーションが、少なくとも1つのサービスを指定するように構成され、前記サーバアプリケーションが、前記クライアントアプリケーションによって指定された前記サービスを前記サーバアプリケーションが取り扱うことができるかどうかを決定するように構成された、請求項12に記載のシステム。

【請求項22】

前記サーバアプリケーションが、少なくとも1つのサービスを指定するように構成され、前記クライアントアプリケーションが、前記サーバアプリケーションによって指定された前記少なくとも1つのサービスが前記クライアントアプリケーションサービス要求に一致するかどうかを決定するように構成された、請求項12に記載のシステム。

【請求項23】

前記サービス要求プローカは、前記サーバアプリケーションを第2の異なるサーバアプリケーションへと、前記クライアントアプリケーションへ知らせることなく、かつ、前記クライアントアプリケーションに異なる前提条件により前記第2のサーバアプリケーションに対して調整させる必要なく、変更すること手段をさらに含む、請求項12に記載の方法。

【請求項24】

前記サーバアプリケーションを第2の異なるサーバアプリケーションへと変更する手段が前記サーバをランタイム中に変更する、請求項23に記載の方法。